

身元引受人のお金に関する部分を保証します

新たな入居契約のカタチ

連帯保証サービスプラン

Aプラン〈初回一括払い型〉

- (1) 保証料全額を一括でお支払い
- (2) 月額費や更新料などがなし

月額料金の **1ヶ月分**
(別途、事務手数料 1万円)



Bプラン〈年払い更新型〉

- (1) 年に1回の更新(毎年契約月更新)
- (2) 更新は、自動更新

月額料金の **0.5ヶ月分**
(別途、事務手数料 1万円)



※更新手数料…月額料金の **0.1ヶ月分**

※事務手数料は、税抜金額で表示しています。なお、保証委託手数料は、非課税です。
※月額料金…家賃、管理費、食費、生活支援費、駐車場代、水道光熱費の合計額。
但し、1日又は1ヵ月の金額が固定されているものに限る。

保証内容	家賃	光熱費	法的手続き	原状回復費
管理費	生活支援費	立替金	違約金	残置物撤去



- 施設内の器物損害やスタッフへの危害により発生した損害賠償は保証の対象外です。
- 保証開始以前に既に発生している債務については、保証の対象外です。
- 戦争・地震・天変地異等の不可抗力によって生じた債務は、保証の対象外です。

これからの施設運営を支える

連帯保証サービス

リスクマネジメントサービス

施設のリスク軽減と
新たな入居者サービス



PLUS 高齢者住宅保証 株式会社

本社 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル3F
TEL **092-406-5002** FAX 092-752-8366

グループ会社

プラス事務所司法書士法人／プラス事務所行政書士法人／
プラス事務所土地家屋調査士法人／株式会社プラス相続手続センター／
一般社団法人プラスらいふサポート／株式会社プラスエスコートラスト

安心な契約は「身元引受人」で決まる

考えていますか？ 身元引受人の諸問題

実際に不払いがあったときに身元引受人に払わせるのは難しい

親が子や孫に連帯保証を頼むことに抵抗がある

身近な人に資力のある人がいない

身元引受人の存否、職業の有無を定期的に確認が必要

身元引受人の審査要件を決めるのが難しい



個人の保証人には、限度額の設定が必要

民法改正により個人の保証人は困難



令和2年4月1日に民法が改正され、個人の保証人には、**保証上限額を定めなければ保証が無効**となります。

入居者様も！そのご家族も！施設様も！喜ぶ

これだけで解決!! 新たな入居契約のカタチ

(旧来の)

身元引受人

(狭義の)
身元引受人

施設からの緊急連絡や入居者の身体に関わる同意など

親族

連帯保証人

施設への月額料金に対する連帯保証

PLUS 高齢者住宅保証株式会社

サービスご利用の皆さまから

入居者様の声



私に子供がいないため、高齢の兄弟か甥姪に連帯保証人を頼むのが億劫になっていたが、お金の保証については、お願いせずに済むため助かりました。

介護施設様の声



保証人になる予定の方が定年退職している、専業主婦など、収入がなく連帯保証人としての役割を果たせない方が多いため、リスク回避ができて安心です。また、施設が保証委託料を支払うわけではないため負担もなく助かります。

身元引受人の諸問題を解決

実際に不払いがあってもすぐ入金してもらえる!

個人の保証ではないため、保証上限の設定が不要!

身近に資力のある人がいなくても大丈夫!

親族に連帯保証人を頼む必要なし!!

身元引受人の審査要件を決める必要なし!

身元引受人の存否、職業の有無の定期的な確認が不要!

